一、今後組長、其他役付ヲ選定スル場合ハ各部職工過半數以上ノ同意ヲ得テ決定スルコト

一、解雇手當ヲ左ノ通リ改正スルコト

一、常傭職工ニシテ入職後六ケ月未滿ノ者　日給四拾五日分

一、同　一ケ年未滿ノ者　日給六拾日分

一、入職後一ケ年以上ノ者ハ一ケ月ヲ加フル毎ニ日給二日分ヲ加算スル事

大正十三年十二月六日

立憲勞働黨本部

藤永田造船所爭議團

藤永田造船所

勞働者諸君

財團法人協調會大阪支所